

日時：平成 27 年 4 月 15 日（水）13 時 00 分  
場所：農林水産省 第 2 特別会議室

# 水産政策審議会資源管理分科会 第 7 0 回議事録

水産庁漁政部漁政課

## 水産政策審議会第70回資源管理分科会

### 1 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成27年4月15日（金）13時00分

閉会 平成27年4月15日（金）14時18分

### 2 出席した委員の氏名（敬称略）

委員 亀岡洋一 川崎一好 鈴木徳穂 鈴木敬幸  
長瀬一己 長屋信博 山川 卓 山下東子

特別委員 加澤喜一郎 白石嘉男 高橋健二 千葉康則  
長元信男 濱田武士 本間新吉 松本ぬい子

### 3 水産庁側出席者

枝元資源管理部長 長谷増殖推進部長 木島管理課長  
黒萩漁業調整課長 保科栽培養殖課長 加藤資源管理推進室長  
廣野指導監督室長 田中首席漁業調整官

### 4 議 事

別紙のとおり

目 次

1	開 会	1
2	議 事	2
	【諮問事項】	
	諮問第 252 号 内水面漁業の振興に関する法律施行令の一部を改正する政令に ついて	2
	【報告事項】	
	さんまの資源管理について	7
	【その他】	14
3	閉 会	19

○栽培養殖課長 それでは、予定の時刻となりましたので、ただいまから第70回資源管理分科会を開催させていただきます。

私、本日の事務局を務めます栽培養殖課課長の保科と申します。どうぞよろしくお願ひします。

続きまして、本日の出席者のうち、本年4月の異動者を紹介させていただきます。

管理課長の木島でございます。

漁業調整課長の黒萩でございます。

資源管理推進室長の加藤です。

よろしくお願ひします。

本日の会場は、委員の皆様の前にマイクが設置されておられません。御発言の際には事務局の方でマイクをお持ちしますので、挙手をいただきましてそれから御発言をお願ひします。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日は、資源管理分科会委員9名中7名の方が出席されており定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立しております。

では、次に配付資料の確認をさせていただきます。お手元の封筒の中の資料でございますけれども、まず、議事次第がございまして、その後に資料一覧がございます。

あと資料といたしましては、資料1に委員、特別委員の名簿、2-1として、内水面漁業の振興に関する法律施行令の一部を改正する政令の諮問、それから2-2として、参照条文、それから2-3で、政令の改正の概要という紙、2-4で新旧対照表の条文、2-5で内水面漁業の振興に関する法律のあらましという冊子、2-6でウナギをめぐる状況と対策というとじた資料です。最後に、資料3でさんまの資源管理についてというのがございます。漏れ等はございませんでしょうか。

それでは、山川分科会長、議事の進行、よろしくお願ひいたします。

○山川分科会長 本日は、皆様御多用のところ御出席くださりましてありがとうございます。

では、早速、進行に移らせていただきます。

議事に入ります前に、私から委員の皆様へ1件御報告がございまして。

本年4月1日付をもちまして、日本養鰻漁業協働組合連合会の白石嘉男会長が新たに水産政策審議会特別委員に任命されました。白石特別委員におかれましては、水産政策審議会令第5条第2項の規定に基づく山下会長の御指名により、この資源管理分科会に所属していただくことになりましたので、御報告いたします。

では、白石特別委員より一言御挨拶をよろしくお願ひいたします。

○白石特別委員 今御紹介をいただきました、日本養鰻漁業協働組合連合会、略して日鰻連の白石と申します。

初めてなので、どんな形でなるのかちょっとわかりませんが、精いっぱいやりますので、よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 それでは、早速、議事に入りたいと思います。

本日は、諮問事項が1件、それから報告事項が1件でございます。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、諮問第252号「内水面漁業の振興に関する法律施行令の一部を改正する政令について」事務局から資料の御説明をよろしくお願いいたします。

○栽培養殖課長 それでは、資料2-1の諮問文をまず読み上げさせていただきます。

27水推第22号  
平成27年4月15日

水産政策審議会

会長 山下 東子 殿

農林水産大臣 林 芳正

内水面漁業の振興に関する法律施行令の一部を改正する政令について  
(諮問第252号)

別紙のとおり、内水面漁業の振興に関する法律施行令（平成26年政令第324号）の一部を改正する政令を定め、うなぎ養殖業を内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第26条第1項の指定養殖業として定めたいので、同条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

別紙として政令案が添付されてございますけれども、政令を改正する政令でして、政令案自体は非常にわかりにくいものになっておりますので、ほかの資料で内容を御説明させていただきます。

うなぎ養殖業を指定養殖業として定めるということですので、まず、うなぎの養殖をめぐる状況について御説明をいたします。

資料2-6「ウナギをめぐる状況と対策について」というのがございますので、これで要点をかいつまんで御説明をさせていただきます。

資料の1ページをめくっていただきますと、ウナギの一生という図がございますけれども、非常に広い海域を回遊して一生を過ごすという魚でございますので、親ウナギが繁殖場

の西マリアナ海嶺というマリアナ海溝の近くの海山のほうまで行って産卵して、そこで生まれた子どもが変態をしながら西のほうへ流れて、さらに黒潮に乗って日本のほうにまた戻ってくるということです。

その過程でレプトセファルスという幼生からシラスウナギの形態になって、台湾、中国、韓国で川に上って、川に上るシラスウナギを河口で採捕してそれぞれの国で養殖に使っているというのがウナギの利用の状況ということでもあります。

次に、資料3ページに飛んでいただいてごらんいただきたいと思います。シラスウナギの採捕量が長期間減少してきております。下のグラフにありますように、最近の57年から平成26年までが右上にございますけれども、長期的には増減しながらも減少してきているという状況です。

要因としては、海洋環境の変動とか生息環境の悪化とか、あるいはシラスウナギの乱獲等が指摘されているという状況でございます。こういった中で4ページですけれども、真ん中の○になりますけれども、国際自然保護連合（IUCN）が昨年6月、ニホンウナギを絶滅危惧種IB類としてレッドリストに掲載する。

あるいは3つ目の○ですけれども、今回のワシントン条約の締約国会議が平成28年に開催予定でありまして、これらの種を附属書に掲載して国際取引を制限しようという提案がされるということも考えられるというような状況に今なってきています。

続きまして、6ページに飛んでいただきたいと思いますけれども、こういう状況のもとでニホンウナギの持続的な需要を確保していくために国内外での資源管理の対策が必要となってきています。

国際的には、先ほどのニホンウナギを利用する日本、中国、韓国、チャイニーズタイペイとなっていますけれども、台湾の間で国際的な資源管理に向けた協力を進めるということがまず必要になってまいりまして、これが枠の左側になりますけれども、平成26年9月の共同声明を出したというふうにございますけれども、ニホンウナギの池入れ量を直近の数字から20%削減して、あるいはニホンウナギ以外のウナギについては近年の水準よりふやさないといったための可能な措置をとるということを共同声明を昨年行いました。

こういう状況のもとで、右側の枠の中にありますけれども、国内の資源管理措置として、関係者がここに出ていますシラスウナギの採捕をする人、ウナギの漁業者、それからウナギの養殖業者と関係者がおりますので、この関係する三者が資源管理を進める、三位一体で推進するというところで進めておりますけれども、これで資源管理に取り組んでいます。

具体的には、きょう一番中心となりますウナギの養殖業につきましては、下の茶色い枠ですけれども、左の国際協議を踏まえて池入れ量の削減をするということを決めましたので、これを踏まえた池入れの数量管理を行っていただいている。

それから、シラスウナギの採捕につきましては、採捕の許可の制度のもとで池入れ量の管理に見合った採捕の制限、あるいは採捕報告の徹底等を行っている。

さらには、ウナギの漁業に関しては、先ほどの産卵に向かうウナギというのが、秋の時

期から成熟したウナギが産卵に向かいますので、この産卵に向かうウナギの漁獲抑制というのを中心に各県で取り組んでいただいているという対策を今講じてきています。

7ページ以降にそれぞれの詳細が出ていますので、これはまた後ほどごらんいただければと思っておりますけれども、このような資源管理を行うという中で、ウナギの養殖業につきましては、昨年この審議会にもお諮りをして、内水面漁業の振興に関する法律に基づいて届け出制度を導入して、昨年11月1日から届け出制度のもとで養殖を行っていただいているという状況にあります。

今回、さらに法令に基づいて養殖業の管理をより適切に行っていくように許可制に移行したいということで本日の審議をお願いするものであります。

許可制の内容、それから政令の内容につきましては、資料2-2、2-3、2-4で御説明をさせていただきます。

まず、資料2-2ですけれども、これが指定漁業の許可の制度です。内水面漁業の振興に関する法律の第26条に定められておまして、ごらんのように養殖場ごとに、養殖場において養殖することができる水産物の量を定めて許可が行われるという仕組みが法律で定められております。

資料2-3ですけれども、この指定をしようというので、今回の政令の概要が資料2-3のとおりになります。

内容といたしましては、この法律の第26条第1項の規定に基づいてウナギ養殖業を農林水産大臣の許可を要する指定養殖業として定めるということと、あわせて所要の規定を整備するというのが今回の政令の内容となっております。

概要をざっと一通り御説明をいたしますと、まず概要の①、1つ目ですけれども、ウナギの養殖業を指定養殖業として定めるというのが中心となります。

2つ目ですけれども、許可の申請後に養殖場が例えばなくなってしまったとか、そういった場合も救済措置、許可に関する特例的な措置で事務的に定めておかなければいけないものを何点か定めるというのが今回の内容となっております。

それから、3つ目ですけれども、指定養殖業の許可の仕組みは漁業法の準用についての技術的な読みかえというふうになってはいますが、漁業法の法律の規定を準用する、使って同じ仕組みが設けられております。大中型まき網漁業とか、沖合底びき網漁業とか、皆さんになじみのある漁業がありますけれども、これと許可の仕組みは基本的に同じになってございまして、その準用をする上で技術的な読みかえが必要になる部分を政令で定めているというのが出てまいります。

それから、4つ目に経過措置ですけれども、これは施行日ですとか、そのほか経過的な措置を定めているということです。

5つ目ですけれども、今回許可をしなければ養殖をしてはいけないという養殖業が定められるのに伴って、法の規定の違反等について公益通報をした労働者が不利益な扱いを受けることがないようにする公益通報者保護法というのがありますけれども、この法律を対

象に内水面漁業振興法を追加するというのが内容として入っています。

以上のような、ちょっと政令といたしましては内容は幅広いんですけども、このうち本日の諮問対象となりますのは、①の指定養殖業の指定と④のうなぎ養殖業の許可に関する経過措置ということになります。

具体的には、資料2-4で条文ごとにざっと御説明をしたいと思います。2-4をごらんください。

今回の政令で、上段のような政令の規定が整備されるということになります。まず、第1条部分ですけれども、内水面漁業の振興に関する法律第26条1項の政令で定める養殖業、これがすなわち指定養殖業にうなぎ養殖業とします。

第2条から以下が先ほどの許可申請の際の特例ということですが、例えば第2条は許可の申請をした後に水害などで養殖場がなくなってしまったような場合に、養殖場がなくても許可を取れるようにするための救済の規定で6カ月以内に開始または再開する旨の届け出をすれば滅失していないとみなすといった内容。

それから、第3条では、例えば許可の締め切りの6カ月前までに養殖場がなくなってしまった場合に、養殖場を変えて許可申請しても実績者として扱うとか、そういった手続規定が第5条まで定められます。

第6条が、先ほどの漁業法の規定を読みかえる部分でして、技術的な読みかえとして、例えば「許可又は認可」を「許可」と読みかえるとか、「船舶」を「養殖場」と読みかえるとか、こういった規定を定めております。

飛んでいただいて、10ページが公益通報者保護法の関係ですけれども、内水面漁業振興に関する法律が公益通報者保護法の対象として指定されます。

最後が経過措置ですけれども、第1条で施行日を本年6月1日とし、第2条でその際、届け出をしている養殖業者を許可を受けたものとみなす等の経過措置を設けるというものでございます。

以上です。よろしく御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

○栽培養殖課長 追加させていただいてよろしいですか。

ただいま一部改正の政令案の概要を御説明させていただきましたけれども、本日現在で内閣法制局の審査を受けている途中でして、今後、条文等に技術的な修正が入る可能性がございます。このため、事務手続上の都合でまことに恐縮ですけれども、諮問内容を本日御承認いただけた場合に、その後に軽微な字句の修正等が生じた場合には、その修正等につきましては山川分科会長に御一任いただければというふう存じますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 以上でございますけれども、御質問、御意見等ありましたらよろしくお願いいたします。



白石委員、よろしいですか。

○白石特別委員 この内容につきましては、もう一昨年(2017年)の8月以降、水産庁さんとも大分会議を持たせていただきまして、我々の立場からいくと、本来は規制は要らないというのが基本なんですけれども、資源状況を勘案すると、もう万やむを得ないなということで、一応養鰻業界としては了承をしているような状況にあるというふうに思っております。

○山川分科会長 ほかにご意見、ご質等ありましたら。

山下委員。

○山下委員 日本では着々(だんだん)とこうして許可制に移行するという段取りですけれども、台湾とか韓国のほうではどういうふうになっているのか、状況がわかれば教えていただけないでしょうか。

○栽培養殖課長 昨年9月の共同声明で関係国全てで、今年については昨年の池入れ量から2割を削減しようということで取り組みを始めています。そういう状況でありますけれども、実際今年につきましてはシラスのとれ具合が、特に周辺国民においてはとれ具合が非常に悪いという状況になっておりまして、実態的には非常にとれなくて池入れができないというふうに、今年についてはそういう状況になっています。それぞれやろうということで取り組んだわけですけれども、そういう状況です。

ちなみに日本の状況ですけれども、先ほどの「ウナギをめぐる状況」の2ページ目にございますけれども、これが池入れ数量でして、昨年我が国の場合は左の表です。輸入したシラスウナギを池に入れた分が赤、それから国内でとれた分を池に入れた分が青で表示されていますけれども、合わせて27トンの池入れをしたので、今年は約21トン以下に抑えようということで取り組みをしています。

その中で、2月末現在の状況ですけれども、昨年の16.5トンに対して、今年は13.5トンということで、昨年を下回っているという状況です。

内訳を見ていただきますと、非常に今年は国内は漁獲があつて割と順調だったわけですが、周辺国の漁獲が非常に少ないということで、日本国内も昨年を下回るような池入れになっている。周辺国では非常に少ない池になっているというのが現状ということです。

○山川分科会長 長谷増殖推進部長。

○増殖推進部長 今の若干つけ足させていただくと、今年の冬は日本が一番とれたぐらいなんです。

保科課長から説明したように、中国も台湾も韓国もとれていないということなので、2割削減の遵守ということでは問題なく各国行われているということですが、山下委員御心配の話につきましては、資料2-6の6ページを見ていただくと、左側のところに国際的な資源管理ということで書いてあります。

昨年9月に2割削減の合意ができましたということで、また近日中にこの会議を持って各国の取り組み状況を確認するということでもありますし、さらに加えて枠の一番下の2行

書いてありますけれども、共同声明を踏まえてさらに法的義務を持った形の条約だったり協定だったり、呼び方はどうなるかということはあるんですけども、公的義務を伴った約束に移行しようという協議についても行っていくということにしております。

○山川分科会長 ほかに御意見、御質問等がございますでしょうか。

では、特になければ諮問第252号につきましては、原案どおり承認をしていただいたということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第252号について、確認のために答申書を読み上げさせていただきます。

### 答 申 書

27水審第1号

平成27年4月15日

農林水産大臣 林 芳正 殿

水産政策審議会

会 長 山下 東子

平成27年4月15日に開催された水産政策審議会第70回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

### 記

諮問第252号 内水面漁業の振興に関する法律施行令の一部を改正する政令について

それでは、この答申書を長谷増殖推進部長にお渡しいたします。

(分科会長から増殖推進部長へ答申書手交)

○山川分科会長 続きまして、報告事項に入ります。

「さんまの資源管理について」ですけれども、事務局から御説明をよろしくお願いたします。

○増殖推進部長 資料3をお出してください。「さんまの資源管理」の御説明の前段として、私のほうから資源の概要について御説明いたします。

表紙をめくっていただきますと、資源評価票が出てまいります。一番下にページ数がついておりますので、それに沿って御説明いたします。

太平洋北西部のサンマにつきましては、左の上に地図が載っておりますけれども、北太平洋の亜熱帯水域から亜寒帯水域、そして日本海、オホーツク海にかけて広く分布しているということでありまして、寿命は2年で、漁獲は0歳魚と1歳魚によって構成されております。

漁業の特徴といたしましては、日本の場合はもう漁獲の99%がさんま棒受網漁業による漁獲ということでありまして、主漁期は8月から12月でございます。

漁獲の動向につきましては、下の左側の図にありますように1950年以降は8万トンから60万トンと大きな幅の中で10年から20年の周期で変動しています。2008年の60.6万トンというのがピークでありまして、それ以降は40万トン台で推移しております。2013年は40.4万トンということです。

次に、資源の状況についてですが、右側の黄色い丸の折れ線グラフを見ていただきますと、1980年以降の日本のさんま棒受網漁船のC P U Eの推移なんですけれども、これを用いまして2013年の資源水準は中位というふうに判断しております。

次に、資源動向についてなんです、2ページをごらんください。

上段の左側の図ですけれども、6月から7月に調査船による調査、調査船によるトロール操業によりまして資源密度を推定することによって、資源量を推定しております。青の折れ線がその推移を示したものですけれども、資源動向は2010年から2014年の最近5年間の推移から判断することとしておりますので、動向としては横ばいという判断になります。

それから、中段の左側の図ですけれども、こちらは親魚量の推移になります。2013年の親魚量は最低値であった2012年の69.4万トンを上回って141万トンということです。資源量、親魚量ともに過去5年間の推移で見ると動向は横ばいということになりますが、グラフの中の一番左端2003年、2003年の高位水準と比べると低位になるということがわかります。

次に、A B Cの算定についてなんですけれども、飛びまして5ページをちょっと見ていただきますと、昨年までの資源評価はサンマ資源の再生産関係、すなわち親と子の量的な関係の情報が不十分であったために、より確度の高い資源評価手法である再生産関係を用いた資源の将来予測を行うことがこれまではできませんでした。このために、それを代替する方法として一定割合の量の親魚を取り残すということでA B Cを算定してきたんですけれども、本年度の資源評価では、これまで蓄積されてきた再生産関係の情報を使いまして、親魚量の将来予測を行うことが可能となりました。

その結果を補足図ということで示してあります。この中で6つのシナリオがあるんですけれども、下の4つが昨年の資源評価で示した漁獲シナリオでして、これらのシナリオによりまして漁獲を行うと仮定して将来予測を行うと、今後、親魚量は減少するということになりました。

それぞれのシナリオについては右側に書いてありますけれども、親魚量を維持するとか、

現在の漁獲量、漁獲圧を維持するとか、漁獲なしの場合に比べてこれこれパーセントの親魚量を確保するように取り残すというようなそれぞれのシナリオによってシミュレーションをしたということになりますが、その結果ということで、2ページに戻っていただきたいんですけども、上段、中段の左の図を見ていただきますと、先ほど説明しましたように資源量、親魚量は2003年以降で見ると減少傾向にありまして、2012年は2003年以降では最低の水準ということですが。特に調査船調査では、2010年以降、日本近海のサンマの分布密度が大きく減少しております。一方で、漁獲割合は上段左図の赤丸で示してはありますが、北太平洋の公海における外国漁船の増加によりまして2003年以降、漁獲割合は増加傾向ということでもあります。

このため、サンマの資源管理を行う上で、2010年以降の動向を重要な判断基準としまして、親魚量が2010年以降の平均的な水準を下回ることをしない漁獲シナリオということでABCの算定を行いました結果、2015年のABCは下のほうの表にありますように31.8万トンから39.3万トン、39.3万トン。一番上の段が親魚量の維持というシナリオですし、2段目の31万8,000トンというのは、そのシナリオに予防的措置ということで0.8を掛けたということになります。昨年のABCは34.5万トンから86.8万トンということでしたので、そういう幅がありまして、このうちTACに採用されたABCが66.4万トンです。

それに比べますと、今年のABCは大きく減少することとなりましたけれども、これは長年の調査船調査によるデータの積み重ね、漁獲動向のモニター、それから再生産関係を用いた確度の高い資源評価手法に基づきまして持続的な利用が可能で、かつ必要な安全性を見込んだ資源評価を行った結果ということでございます。

資源につきましては、以上でございます。

○管理課長 管理課長の木島でございます。

次に、サンマの資源管理につきまして、簡単に御報告をさせていただきます。

サンマの漁獲可能量につきましては、7月から管理期間が始まるということで、例年であれば5月の水産政策審議会資源管理分科会でお諮りするところですが、サンマ資源管理につきまして、若干動きがございますものですから、御報告をさせていただきます。

まず、資料の6ページと7ページをごらんいただきたいと思っております。

北太平洋の漁業管理につきましては、7ページでございますように北太平洋漁業資源保存条約というものが今年の7月に発効するわけでございます。この保存条約に基づきまして、漁業管理機関として6ページでございます北太平洋漁業委員会というものができるところであります。この漁業委員会のもとで、今年の3月にサンマ小科学作業部会というものが東京で開催されました。

この会議自体非公開で行われましたので、内容については詳細には御報告はできかねるんですけども、結果概要をごらんいただきたいんですが、資源評価につきまして、我が国、台湾、ロシアなどから発表が行われましたが、共通の見解を得られなかったと、若干差があったということでございます。

また、昨年3月の準備会合における申し合わせでNPFCにおけるサンマの資源評価が完了するまでの間、漁獲努力量の急激な増大の抑制を推奨するということが報告書に記載されたということでございます。

また、次回会合の開催につきましては今年8月末に開催予定の科学作業部会において決定されるということが決まったわけであります。

このようにサンマ資源に関しましては、国際的な枠組みができつつあるという状況でございます。

一方、漁獲実績でございますけれども、8ページ、最後のページをごらんいただきたいと思います。これは過去10年間のABC、漁獲可能量、漁獲実績をそれぞれ黄線、青線、赤線で示しておるわけですが、サンマの漁獲可能量につきまして青線でございますが、これは今までもABCと等量、もしくはそれ以下に設定をしておるわけであります。

一方、我が国の漁獲量は、実際に日本の排他的経済水域にサンマがどれほど入ってくるかということで大きく変わってきております。例えば平成25年でございますけれども、14万8,000トンの漁獲量になっておりますけれども、その前後では20万トン以上ということで、実際に来遊状況によりまして漁獲量が大きく振れるということになってきております。

一方、平成27年のサンマの生物学的許容漁獲量、ABCでございますけれども、北太平洋全体で39万3,000トンということで、かなり低めの数字になっております。一方、漁獲可能量のベースといたしましては、それから日本のEEZの分を勘案いたしまして、それをTAC、漁獲可能量にするという方向でやっていきたいと考えているわけでございます。

日本の漁獲可能量につきましては、これまでは過去5年間の北太平洋全体における漁獲量に占める日本のEEZ、排他的経済水域内の漁獲割合、この程度とっているよということで、その比率を全体のABCに掛けて日本のTACを決めていたということでございます。

一方、先ほど申しましたようにかなり漁獲量が振れるということ、また北太平洋におきまして、我が国以外の国が漁獲をしているという実態、その状況が若干不透明であるということやいろいろ勘案いたしますと、これから今年の漁獲可能量の設定につきましてどういう方向でいくのが皆様方、また漁業者、また国民全体、資源管理ということから見て妥当なのかということにつきまして幅広く御意見をいただきたいということで、報告事項でございますが、状況について御報告したわけでございます。

私からは以上でございます。

○山川分科会長 では、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問等ありましたら、御発言よろしくお願いたします。

加澤委員。

○加澤特別委員 今報告がいろいろございました。今年のABCが大幅に前年対比で減らされるということに関連するんですが、非常に危惧しますのは、今年の我々のTACがどうなるのかということや危惧してございまして、すなわちこれだけABCが減って、例えば去

年に比べてかなり減らされますと大変な状態に我々陥ってしまうということから、TACを決めるに当たっては我々の稼働している漁業者の経営とか乗組員の雇用の確保もつながってくるんですが、並びに今震災後、三陸の復興で非常にサンマが重要な産業となっていて、あまたの流通加工業者さんが携わっていますので、そこら辺も鑑みて、またサンマ漁業、伝統的な漁業であって、また日本の国民、食としてもなくてはならないものでございますので、そこら辺の需要量、供給量も鑑みて判断していただきたいということが一つ。

あともう一つなんですが、今ちょっとNPF Cの話が出たものですからちょっと話をしたいんですが、私どもサンマ漁業団体として外国船の操業に関して非常に危惧するところがございまして、我々日本の漁船は適切な管理の中、TACが決められて、資源の再利用のもと漁業活動を行っておりますが、彼らは公海といえども全くそこら辺の管理がなされないで漁獲、青天井でとっているような状態がベースでして、特に2011年の3.11、震災後、原発事故が起きて、その要因として青森県から東京都までの県の輸出が多くの国から閉ざされているような状態で、震災前には6万トン、7万トン、ロシアだけでいっていた輸入がもう全くなって、そんなことがあって今、特に震災後、外国船の勢いがすごい増してしまっていて、非常に危惧しております。よって、特に漁業者から見て来遊量が非常に減っていると。今から7～8年前あれだけ潤沢にあった襟裳沖とか三陸沖、特に銚子沖、常磐沖の来遊が極端に減っております。

非常に危惧するところですので、今後のNPF C、そして先日の会議も私、オブザーバーとして出席させていただいたんですが、科学的に詳細な調査データと研究結果の報告を持っているのは日本だけで、ほかの国は全くないような、多少あっても全然信頼置けないような、納得いかないようなものでございますので、公海、あと日本海域もそうなんですが、トータルのこれからの管理というのは日本が中心になって構築してもらいたいと強く願っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○山川分科会長 2点御意見をいただきまして、木島課長、よろしく申し上げます。

○管理課長 最初の点でございましてけれども、加澤委員おっしゃるとおりでございまして、まず一つ先ほども御説明いたしましたとおり、我が国の漁獲の実績が年によって大きく振れる。これはやはり北のほうから来遊する資源でありますので、親潮の分枝の状況とかいろいろな状況によってかなり変わってくるという、まず非常に不透明な部分がございます。

もう一つは、我が国水域外において外国の漁船、台湾船、いろいろな船が獲っているということ。それから、NPF Cでもいろいろな議論があるというような幾つかの状況を踏まえ考えていかなきゃいけない、TACのあり方を考えていかなきゃいけないと思っております。

一方でABC、これは我が国の水産研究機関がいろいろ専門家の意見も聞きながらこういう試算をした数値でございまして。これをいたずらに実態に応じて大きくするというのもこれもなかなか資源を管理していかなければいけないところとすると難しいのかな。そういう中でどういうふうなTACを設定していくのかということについては、当然ながらサ

ンマの業界、また資源の安定といろいろ勘案しながら決めていかなければいけないと考えているところでございます。

○首席漁業調整官 委員御指摘の2点目の国際的な漁業管理につきまして、若干御説明させていただきますが、先ほども木島課長のほうから説明ありましたように、N P F Cという国際漁業条約が7月に発効する予定になっておりまして、その中でサンマの資源管理の問題については御案内のとおり話し合いが始まっているところでございます。

そもそも先ほど御報告のありましたサンマの科学作業部会について、立ち上げから具体的な中身につきましてリーダーシップをとって対応してきましたのは、まさに我々日本でございまして、そのような形でこれから科学的な議論というものをきちっと積み重ねて国際的に、最初に一つの結論が出るように整えていきたいと思っております。

その後、その科学的な結果を踏まえて国際的な資源管理という形で各国の国際的な漁業規制も含めまして、しっかりそここのところは対応していきたいということで、委員御指摘のとおりリーダーシップをとってやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思えます。

以上です。

○山川分科会長 ほかに御意見、御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

川崎委員。

○川崎委員 公海上でのサンマが国際的に台湾を含めて中国、韓国がこれだけとれるようになったのは近年なんですね。その前は、ほとんどとっていなかった。日本も200トンという船のトン数制限をしながら沿岸で漁獲されるように、既に北海道では10トン未満、5トンくらいの網でサンマを捕獲する。それだけ沿岸に来ていたということなんですね。だけど最近、この2～3年は全く来ない。

今、副会長が言われたとおりだというふうに私は思っているんですけども、北太平洋のこういった委員会がもう少し早くつくっていただいて資源管理なり、国際的なものやっていたらいいように、我々は10年15年も前からお願いをしていたんですけども、なかなか思うように進んでこなかった。

それは国際的な問題ですから、日本だけやろう、やろうと言っても無理だった。今こういうふうにできたわけですから、積極的に漁獲管理をどうすればいいのか、それから公海上をどういうふうにしていくのか。

一方では、日本自体も公海上で大きな船を持ってサンマを漁獲をしたいというような団体と言えはいいのかな、考え方を持っている人方がかなりいるやに聞きますが、特に沿岸でずっと長い間やってきたサンマが沿岸に寄せなくなると、今地方創生なんていうことを国は言っていますけれども、全くこれに反するような形になる。

北海道では5,000人や1万人の小さい田舎にも港があって、ここでサンマに1年間のウエートを物すごく多く置いているんですね。そういう意味では、私どもはABCで出てきた数字というのは、本当に遵守をしたい。そして資源管理をしっかりやっていただいて、

今までどおり沿岸に来るようなサンマ漁業を今後も継続してやっていきたいというふうに考えておりますので、ABCで出た数字に上回るようなTACを出すようなことは恐らくないでしょうけれども、そこはしっかり我々も守って資源管理をやっていきたいというふうに思いますので、できるだけ早く公海上のサンマの漁獲というのはとめていただきたいというふうに思います。

○山川分科会長 ただいまの御発言は、御意見として承ったということではよろしいでしょうか。

では、NPF Cでぜひ頑張ってくださいますようよろしくお願いいたします。

ほかにご意見、御質問。

○高橋特別委員 サンマのABCが約4割減り、TACが減るんじゃないか、という話も聞こえてきました。資源管理は大切だというのは、誰しもが理解していますが、サンマは日本の200海里の外から入ってくる資源なんですよ。そこは全然この話の中でどこにも網羅されていませんし、報告もない。

あくまでも日本の200海里に生息をして、日本の200海里の中で、TACの話をしていすけれども、当然資源は公海上から入ってくるわけです。公海上の漁獲の制限が全くない中で、今ABCがどうのこうのという、どうも私はその辺が理解できないですね。

センターで一般操業船を用船をして春先、調査をしています。このデータもどこに入っているのかちょっとわかりませんし、それからこの会議は資源を管理だけの会議ではなくて、有効利用し国民に水産物を安定提供していく会議ですから、そうすると制限、制限ばかりの話で本当にこれで日本の漁業というのは成り立ちますか。

先ほども言いましたとおりサンマの最終的なTACがどのようになるのかわかりませんが、TACが仮に4割減ということになったときに、漁業界に与える影響というのはどれほどのものなのか。サンマの漁業界、それからサンマの漁業関連業界の皆さん、がどういうふうな影響を受けるのか理解していますか。

非常に大きい影響を与えるという、話をすればそういうことになるんでしょう。だけど、減船、廃業、そういうものが多く出てくるような危険性をはらんでいるTAC設定では問題があるというように思っています。ABCも重要だということも重々理解もしていますし、それから資源管理もしなければいけないのは当然のことと理解をしています。ただ、そこでそれをなりわいにして生活をしている皆さんがいるわけですから、そこを十分に踏まえて、200海里外からどれくらい資源が入ってきて、それを補填をできるのか、TAC設定に考慮していただければなというように思っております。

以上です。

○山川分科会長 まさにおっしゃるとおりだと思います。サンマというのは国際資源というふうにとらえるべきで、その枠組みの中で我が国の漁業の経営状況といったものも勘案しながら、これからどういうふうにしていくのがよいかというようなことを議論していくべきだということだろうと思います。どうも御意見ありがとうございました。



ほかに御意見、御質問等。

濱田委員、よろしく願いいたします。

○濱田特別委員 N P F Cでのこれからの議論を踏まえて、ぜひ戦略的にこれから対応していただきたいということがまず1点。

2点目は、E E Z内に入る資源の割合、過去5年の実績でA B Cを決めているというやり方を今後もこのまま踏襲すると、漁場形成次第ではどんどん日本のT A Cを絞らざるを得ないという状況になります。自ら首を絞めてしまう状況になりかねない。外国船は漁獲量をどんどんふやしたとすると日本の漁業水域へのA B Cの配分割合が目減りしていくということになります。これはやめるべきだと思います。

なぜやめるべきかのもう一つの理由です。今回、長谷さんの方から御説明いただいた中では、資源評価の方法を、確度を上げたということで変えたわけですね。より確度の高い資源評価をやるということで御説明があったので、ならば今までの日本のA B Cというのも、過去5年の実績で割合を決めるということでもアバウトな方法なので、本来はここも確度を上げないと、いわゆる資源管理をしっかりとやっていくという理論武装にならないと思うんですね。

もちろん、海峡状況や漁場形成を事前に予測するというのは相当難しいと思うんですけども、だからといってこれまでのような過去5年実績でやっていくと、どんどん首を絞めるような状況が続きます。確度をあげる方法が見つからなくても、この方法は必ず見直すべきだと思うのです。

ならば、どういう見直し方をすべきかというのは私にも案はないんですけども、少なくともこの機会やらないとN P F Cが7月から発効して始まる時に、対隣国との間のやりとりで日本が主導権を握って、資源をしっかりと守って、日本もしっかりとT A Cを確保するということにならないので、そこはぜひもう少し戦略的な対応、資源評価の確度を上げたんだから、今までのA B Cの配分割合の算定の仕方も考え直す対応を講じるべきではないかと思っております。

以上です。

○山川分科会長 そういった御意見を踏まえながら、T A Cの設定について御検討いただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

ほかに御意見、御質問がありましたらよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、サンマにつきましては本日いただきました御意見も踏まえて、事務局のほうで引き続き御検討いただきまして、次回の当分科会の開催予定が5月ということだそうでございますけれども、その5月に開催予定の次回会合でサンマのT A C設定ができるようにしたいと考えます。よろしく願いいたします。

では、その他に移らせていただきますけれども、何かございますでしょうか。

千葉委員、よろしく願います。

○千葉特別委員 その他ということで、内水面漁業振興法のことなんですけれども、少し教えていただきたいんですけれども、漁業権の設定されている河川についてはこれに適用してさまざまやっていると申すんですけれども、中には漁業権の設定されていない河川というのは日本中あるわけで、これは当然内水面漁業振興法ですから、漁業組合というのはその方々のためにあるものですから、あとは日本国民のためにあるわけなんですけれども、漁業権の設定されていない河川について、その河川が協議会を開けるわけでもないし、取り残されていくような気がしないでもないんですね。

結局、協議会の設置を申し出るのは漁業組合側からなので、それ以外からは申し出できない形ですよ。そうしますと漁業権のない河川については、そのほかの県か何かの取り組みでやっていくということなのか、それとも何か漁業権のない河川について、漁業権のない河川もなかなか有効な河川というのはいっぱいありまして、この中にうたわれているように多面的機能発揮にもなかなか役に立つような漁業権設定されていない河川というのはいっぱいあるわけです。

そういったところを、今回のこの法律だけでいくとちょっと担保できないんじゃないかなど。何か漁業権設定されていない河川について、何かそういう取り組みをする方法というのはあるのでしょうか。

○山川分科会長 漁業権の設定されていない河川で。

長谷増殖推進部長、よろしくお願いします。

○増殖推進部長 今千葉委員が言われたのは、内水面漁業振興法の中に第35条なんですけれども、漁業権を持っている漁協が県に申し出ると、河川管理者だとかを含めて協議会を持てるという規定があるというところの関連なんですけれども、基本的なことを申し上げると、言われるように内水面の中で漁業権が設定されているところとされていないところがある。

ただ、漁業調整だとか資源管理ということからすると、当然公共水面については全体について漁業法なり水産資源保護法の規定が適用になっていて、県の内水面漁業調整規則は全体にかかっている、内水面漁場管理委員会の委員会指示権もそこに全体にかかっているということですから、その中で漁協に相当部分をいろいろお願いしている部分があって、そういう水面とそうでない水面があるということだと思います。

漁協がどうしても組合員も減ってきているし、高齢化も進んできているしということで弱体化しているというのも事実だと思っておりますが、そういう中で今回の協議会の規定というのは本来、こういう規定がなくても当然のこととして県民の一人として、一員としてこういう話し合いをしようよというようなことを県に言うことは可能なわけです。けれども、あえてそういう枠組みをつくってこういうことで積極的にいろいろ取り組んでいきたいと思いますよという形で制度ができましたので、漁協の関係者についてはこういう制度ができました、こういうものを活用して川の再生に取り組んでいきたいと思いますよということをお話ししているということでもあります。

それ以外の水面になると、核になる方がそういう漁協という形ではないので、なかなか取り組みがおくれるとは思いますが、そういう例を見ながら、こっちも大事なんだから同じような取り組みをしていこうよという声が上がってくれば、それを排除するものではないと。この規定上は書いていないけれども、県民の声としてそういう声を上げていくというのは、当然できる話だというふうに理解しております。

○千葉特別委員 これは言葉のあやなんですからけれども、「協議会を設置することができる」になっていますけれども、設置しないこともできるんですか。

○増殖推進部長 法律上、そういう規定になっています。この規定を持つに当たっては、議員立法だったんですけれども、水産庁だけではなくて、例えば国交省だとか環境省だとか関係省庁含めて協議しながら考えていったということなんですけれども、水産以外のほうから見ると、とにかく河川漁協が何か言ったら自動的にできてしまうということではちょっとおかしいんじゃないかと。

合理的な理由のあることで何か始まるなら、当然県は必要だという判断になるでしょうけれども、必ずしもそうでない場合があるのではないかとというようなこともあって、法文上は漁協が申し出るわけですからけれども、その中身を判断させてもらって県が決めるというような書き方になったということでございます。

○千葉特別委員 わかりますけれども、県が必要と認める場合は「設置することができる」になっていますよね。必要と認めているのであれば、「設置する」でいいんじゃないですか。

「ことができる」だと、そんなへそ曲がりはないと思うんですけれども、必ずつくらなければいけない、必要と認めてもつくらない。そういう理屈はないでしょうけれども、何となく読んだときに、必要と認めているのであれば「必要と認める場合は、設置する」でいいような気がしたんです。別にいいですけど。

○山川分科会長 長谷部長。

○増殖推進部長 ただ、立法時の関係者の理解としては、必要と思ったらつくるんだということで、必要でない場合も、理不尽な要求みたいなことも中にはあるから、こういう書きぶりにしておこうという理解だったと思います。

○山川分科会長 千葉委員。

○千葉特別委員 これは私、勉強不足で全くわからないので教えていただきたいんですけれども、シラスウナギの採捕というのは、許可制なんですか。無許可ではとれないということですね。わかりました。

○増殖推進部長 都道府県知事の許可制になっています。

○山川分科会長 では、ほかに。

高橋委員のほうからよろしく申し上げます。

○高橋特別委員 実はロシアの200海里内のサケマスの流し網漁業の件なんですけれども、どうも報道によりますと、2016年以降、沖どり禁止というふうな報道が流れて、北海道知事

を初め関係者の皆さんがいろいろ陳情したり、さまざまなことをやっているんですが、なかなか進展していない。

それはロシア国内の話ですから、難しい問題ですが、ただ道東含めて800人前後の皆さんがサケマス漁業に従事をしているというような報道もなされています。それに伴う関連業者もありますし、また歴史的な漁業であり、公海の沖どりが禁止になって、ロシアの200海里内の流し網というように、縮小してきました。下手をすると来年以降出漁できなくなる可能性も強い、こういう状況になっています。

歴史的な漁業の一つでもありますし、北海道を中心とした産業でもあります。そういう意味では強く働きかけをしていただきたいと思います。

○資源管理部長 簡単に御説明いたします。

3月にロシアのほうで来年から、ロシアにせよ、日本にせよ、流し網を禁止するという法案が出ておりまして、ロシアの仕組みとしてはロシア政府のまず意思決定をして議会で議論をし、最終的には大統領が決めるという仕組みになっております。

現状としては、まだロシア政府がこの法案について賛成、反対ということは決めていないという状況になっておりまして、我々も非常に細かく、最後はロシア政府で決める話ではありますけれども、我々の業界にとっても極めて大きな話ですので、安倍総理からもプーチン大統領にお話をするとか、あとロシアの日本の大使からさまざまな働きかけをする。その際に、道庁の次長ですとか遠藤審議官とかも立ち会うとか、あと高橋道知事もお手紙を出していただいているとか、さまざまな面で働きかけをしております。

ただ、非常に厳しい状況だというふうには認識しているんですけども、そこはもう外務省とも一体となっていていろいろな働きかけをしております。

また、ロシアの国内でも、当然ながら流し網で生きていらっしゃる方がいらっしゃって、その方々はその方々でまた反対されておりますので、そういう方との業界同士の連携とかいろいろなところでやっておりますので、ぜひ組合関係でもそういうお力があるのであれば御協力をお願いしたいと思います。

○山川分科会長 では、その他、長瀬委員、よろしく申し上げます。

○長瀬委員 シラスウナギの件なんですけれども、先ほどウナギの部分で発言しなかったのは、法的な枠組みの中ということで発言をしなかったわけですが、今、水産庁の指導のもとに各河川では親ウナギの保護というのをかけていまして、私のところも10月から3月までの半年間、親ウナギをとらない。地元の河川では、もう周年とらないということを3年続けてやっているんですね。

シラスウナギにつきましても、出口で調整をしようということから始まった制度だと思うんです。だけれども、今シラスウナギで採捕の数量制限をかけているところというのはほとんどないかと思うんですね。宮崎県の場合は3トン・600ぐらいの要望が来ますけれども、それに対して500キロという制限をかけているんですね。

何でそういうことを申すかというのと、シラスウナギが当初300万円した時代に、一番最

後の時期は25万まで国内で下がったんですね。そのシラスウナギはどこにいったかといったら、台湾にいったんですね。結局、とれないウナギをいつまでもとって、余剰が出たら外国に行くんですね。そういう状況の中で、親ウナギを河川が一生懸命保全をしている。やっぱりシラスウナギの採捕の制限というのにかけていかないと、親魚だけ採捕をかけてもだめだと思うんですね。

法的な枠組みでそれがどういうふうにかえられるかどうかわかりませんが、サンマの話なんか聞いているとうらやましいなと思うんですね。そうやって資源を管理するために、こういう数値を設けてやりましょうということをみんなで話し合うわけじゃないですか。シラスウナギというのは、とれるだけとるんです。とれるだけとった結果が、やっと今出てきている数字なんですね。

もちろん外国からも入ってきます。池入れがオリンピック方式ですので、早く入れたい、周年でウナギを出したい方というのは300万円ぐらいで買うんですね。2年かけて成鰻にする方は、安くなるまで待てるんですね。待てるけれども、経費がかかりますから、営業上どっちをとるかというのは、その池の人たちなんでしょうけれども、要はそこに入るウナギに対していろいろな縛りがあるわけですが、ほとんど効力を奏していないというのが現状だと思うんですね。

だから先ほどシラスウナギの採捕の許可の話がちょっと出ましたけれども、特別採捕で宮崎県なんかはとっても厳しい制限を設けているんですけれども、現状としてはざるなんですね。だから、実効性のあるものをつくっていただきたいというのが要望です。

○山川分科会長 では、長谷増殖推進部長、よろしくお願ひいたします。

○増殖推進部長 一つ、親ウナギの、下りウナギの保護については積極的に取り組んでいただいて、ありがとうございます。

マリアナに行く供給源である太平洋ベルト地帯をとにかく保護のベルトをつなげていきたいなど。大分つながってきましたので、あと少しなんでやろうと思います。

それだけではなくて、青森県までその取り組みが広がってきていますので、やっていこうと思っています。

それから、シラスの制限については各県の許可に委ねているということですが、サンマがうらやましいとおっしゃいましたけれども、見方によってはウナギのほうが進んでいるので、関係国含めて池入れ量を制限するというのはとったものが全部池に入るわけですから。全体の総量についての合意がもうできているという意味では、東アジア全体としては、サンマより先進んでいるという見方もできるので、ということです。

池入れ量の制限をこの内水面漁業振興法でやっていこうということですが、それに整合するような形で県における採捕も見直していこうということで、そういう一環として宮崎の採捕量の制限も3トンだったものを500キロにみたいなことで見直していただいているし、全体の池入れがもしいっぱいになったら、そこできちっとストップできるような仕組みづくりとか、そういうのも県のほうにお願いしているところです。

いろいろなことを一遍に取り組んでいるので、ちょっと進んでいるところ、進んでいないところありますけれども、全体としてうまく進むように、まさにそれが三位一体だということなものですから、これからもしっかり取り組んでいきたいと思っています。

○山川分科会長 ほかに、その他で何かございますでしょうか。

では、ないようでしたら、次回会合の日程につきまして事務局から御案内をよろしくお願いいたします。

○栽培養殖課長 次回の資源管理分科会ですけれども、先ほどお話がありましたように5月下旬を目途に開催をお願いしたいと考えております。

何か緊急に必要な場合には、それ以前という場合にはできるだけ早期に御連絡させていただきたいと思います。

日程につきましては、後日、事務局から調整させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 5月下旬ということで、よろしくお願いいたします。

では、以上、本日予定しておりました議事については、これで全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。